

議会報告会・議会懇談会における要望等について

1 班（内田、中之町）

介護保険料の見直しを行うとなったようだが、具体的なことを教えていただきたい。

⇒回答（介護福祉課）

介護保険の財源は、国や自治体の負担金（50%）と、40歳以上の方に納めていただく保険料（50%）でまかなわれます。

保険料の負担割合は、全国の65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者の人口割合により、3年ごとに決定されます。

第9期（令和6～8年度）では、第1号被保険者の負担割合が23パーセント、第2号被保険者の負担割合が27パーセントとなっています。

この負担割合と洲本市で必要な介護サービスの総費用などを基に、第1号被保険者の保険料について下記のとおり見直しを行っております。

【洲本市の第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料】

（令和6年度～令和8年度）

- ① 保険料基準額（年額）：71,400円（第8期から据え置き）
- ② 保険料段階：低所得者に配慮するとともに、より負担能力に応じた保険料設定とするため国の基準を踏まえた13段階に設定。
- ③ 所得段階別の介護保険料

所得段階	料 率	保険料（年額）	備 考
第1段階	基準額×0.285	20,349円	軽減前（0.455）
第2段階	基準額×0.485	34,629円	軽減前（0.685）
第3段階	基準額×0.685	48,909円	軽減前（0.690）
第4段階	基準額×0.90	64,260円	
第5段階	基準額×1.00	71,400円	基 準 額
第6段階	基準額×1.20	85,680円	
第7段階	基準額×1.30	92,820円	
第8段階	基準額×1.50	107,100円	
第9段階	基準額×1.70	121,380円	
第10段階	基準額×1.90	135,660円	
第11段階	基準額×2.10	149,940円	
第12段階	基準額×2.30	164,220円	
第13段階	基準額×2.40	171,360円	

江後湾の市道江後線は、救急車も消防車も入れない非常に狭い道なので、拡幅してほしい。以前は反対していた方がいたが、今はいない。

⇒回答（建設課）

市道江後線につきましては、道路幅員が狭く、通行しづらい状況は認識しているところですが、道路の隣接地の状況としまして、片側は港湾であり、もう片側についても、家屋が軒を連ねている状況であることから、本市の道路整備計画におきましては、現在のところ、道路拡幅を実施する予定はございません。

淡路交通の由良線、下りのバスの時刻を9時台に1本増やしてもらえないか。島外へ通学している学生は、7時では早すぎる。または、コミバスを走らせたらどうか。淡路市では淡路交通が撤退して、コミバスが走っている。

⇒回答（企画課）

- ・現在、淡路交通㈱「由良線」の下り便のうち、「洲本BC」発「由良福祉センター」着の最終便は、19:00 発 ⇒ 19:23 着です。
- ・バス事業者では、利用者の有無確認や車両の確保、運転手の手配・調整等も考慮した上で、ダイヤを設定しています。そのため、増減便も含め、最終判断は淡路交通㈱が行うこととなりますので、今回、由良地域から上記の要望があったことは、淡路交通㈱へお伝えします。
- ・なお、コミュニティバス「上灘・沼島線」は、「洲本BC」と南あわじ市の「沼島汽船場前」の間を1日に4往復運行しています。こちらも運転手確保の問題等もあり、洲本BC 発 16:55 が最終便となっており、時間延長は困難な状況です。

新飛行経路について、県は、実機飛行による騒音調査は、関西国際空港、神戸空港の航空機をすべて止める必要があるので、できないと回答しているが、本当に、他には方法がないのか。実機飛行について、もっと強く要望していただきたい。

⇒回答（企画課）

- ・実機飛行に関しては、国（国土交通省）から次のような説明がありました。
- ・まず、大前提として、「新経路による飛行」と「現行経路による飛行」が混在することで、「安全性の確保」が困難になります。それを避けるためには、関西国際空港、神戸空港に離発着する航空機をすべて止める必要があ

り、それに係る費用（補償）の負担は、相当な額になると言われています。

- また、関西国際空港と神戸空港は近接しており、飛行経路の交差があるため、経路全体をセットにすることで安全性を担保しています。
新経路による飛行は、関西空域において、飛行経路を全面的に見直して置き換える、つまり、現行の経路は廃止とすることから、羽田空港で行ったような飛行経路の使い分けはできない状況です。
- 以上のことから、実機飛行の実施は、技術的に対応不可能であると同っており、仮にこれ以上要望しても、前向きな回答が期待できないことから控えているところです。
- なお、国では、実機飛行に代わり、シミュレーションに基づき、騒音予測を行っており、それによれば淡路島は全域が環境基準を超えない予測値になっています。
- ただし、実際に新経路による飛行を行った結果、環境基準を超えるような想定外の事態が発生すれば、改めて協議・調整することも確認しています。

なお、理事者より、令和7年3月末までに騒音を計測するためのマイクを老人憩いの家に設置する旨の連絡を受けております。

2 班（天川、紺屋町、鮎原地区）

天川地区に、障害者施設の建設が計画されているが、行政は把握しているのか。

⇒回答（福祉課）

天川地区に建設されているグループホームの件と思われます。

障害者総合支援法における障害福祉サービス事業（居宅系・グループホーム）の指定の権限は県にあります。

この件については、兵庫県洲本健康福祉事務所より天川地域においてグループホームを開設する事業者がある旨の連絡を受けております。

開設されましたら、兵庫県洲本健康福祉事務所と一緒に運営に係る指導監査を行ってまいります。

グループホームは、障害のある方が必要な支援やサポートを受けながら共同生活を行うサービスで、本市においても入所施設等からの地域移行や介護者の高齢化等に伴う親亡き後の居住の場として、事業所の参入を促進すると「第7期洲本市障害福祉計画」に記載しております。

イノシシやシカ、サル等が、まちなかに出没した時に、どこに連絡したらよいのか。対応マニュアルのようなものを作成していただき、各町内会へ配布はできないのか。

⇒回答（農政課）

イノシシやシカ、サル等を見かけても、むやみに近づかないでください。

大抵は人の姿を見れば逃げますが、長時間居座り続けたり、被害が発生することがあれば市役所農政課へ連絡ください。

鳥獣被害対策としては、集落で行う集落柵の設置や箱わなによる捕獲などが有効ですが、エサ場をなくす、藪などの隠れ場をなくすなど、集落に寄せ付けないことが何よりも大切です。

鳥獣被害対策についての対応マニュアルは作成していませんが、集落等による駆除活動への支援事業などの相談や各種問い合わせは市役所農政課へ連絡ください。

【イノシシ、シカ】

柵などにかかって生きている場合 ⇒ （連絡先：市役所農政課）

柵などにかかって死んでいる場合 ⇒ （連絡先：市役所生活環境課）

人口減少の問題が取り上げられているが、由良もそうだが、洲本市全体でも、就職できる産業がない。淡路市におけるパソナ等の誘致のような、魅力あるビジョンを検討いただき、積極的に企業誘致を進めていただきたい。

⇒回答（商工観光課）

現状、洲本市では、産業の振興、雇用の増大及び地域経済の活性化を図り、市勢の発展に資することを目的として、洲本市企業誘致条例による奨励措置や企業立地促進補助などを活用し企業誘致活動に取り組んできているところです。

その実績としては、五色町と合併した以降現在までに、企業誘致奨励制度を活用し16の事業所を誘致しています。

それから、企業誘致奨励制度等とは別に、企業誘致のための企業団地整備にも取り組んでおり、先ほどの16事業所のうち9事業所は、市が造成した産業用地に誘致されたものです。

ただ、現在はすぐに企業誘致等に対応できる土地は有しておらず、企業等からの洲本市への進出・移転にかかる申し出等に対応できないところですが、有休市有地を主(おも)に、企業団地適地の確保のため、地目・境界・用途等土地の現況調査を進めているところです。

併せて、国の補助制度を活用した産業用地整備に向けた適地選定調査に取り組む予定で準備を進めています。

市議会の役割において、市の総合計画、基本計画を議員がどれだけチェックしているのか。ふるさと納税問題においても、今まで議会は何をしてきたのか疑問に思う。これを契機に、普段からもっとチェックして頂きたい。

⇒回答（議会運営委員会）

総合計画、基本計画に関する議案が提出された際、当該定例会ではなく、特別委員会を設置した上で、閉会中の継続審査を行い、次の定例会において、採決し、要望事項を付しています。

ふるさと納税については、関係する議案の審査だけではなく、閉会中にも当該事務等を調査してきたところです。寄附額が増額する際、その要因、仕組みなど、調査しておくべきであったと思われますが、議決を要しないことまで、議会がチェックすることは困難であるものの、今回の事案から議会として、改革の一環として監視機能の強化に取り組みたい。

移住してくる方に、転入届の際、積極的に町内会への加入を進めることはできないか。

⇒回答（市民協働課）

市民協働課では、現在、転入届等の際に、市の各担当部署からの依頼により、

①防災ガイドブック

②ごみの分け方・出し方ガイドブック、家庭ごみ分別カレンダー、雑がみ保管袋、プラごみ等の分別収集開始の案内チラシ

に加えて、

③町内会の加入についての案内チラシ（別紙１）

を、まとめて封筒に入れてお渡ししています。

町内会への加入自体は任意となりますので、現状の方法により、引き続き

ご案内していきたいと考えています。

3班（南・四丁目）

南海トラフなどの災害時の代替道路として、オニオンロードの洲本側出口を由良（内田）の方まで、伸ばすことはできないか。

⇒回答（農地整備課）

広域営農団地農道整備事業「南淡路地区」通称「オニオンロード」は、南あわじ市阿万上町から洲本市千草の上田原大池までの区間について、兵庫県が、整備を進めているところです。

オニオンロードの事業については、事業が長期化しており、事業目的を更に変更して、整備区間を延伸することは、実現不可能と考えます。

⇒回答（建設課）

本市の道路整備計画では、オニオンロードと連結する道路としまして、「国道 28 号洲本バイパス」の「宇原交差点」から中心市街地を通らず、「県道 洲本灘賀集線」の「小路谷地区」を結ぶ外環状線に位置付ける道路整備の計画はありますが、現在のところ、オニオンロードと内田地区を直接結ぶ新設道路の計画はありません。

本市としましては、まずは、防災対策上、重要となる「県道 洲本灘賀集線」について、兵庫県に対し、安心安全な通行が確保できるよう求めていきたいと考えております。

兵庫県では、「県道 洲本灘賀集線」の千畳敷から洲本市火葬場までの間における落石対策工事を令和 7 年度以降に実施予定であり、また、淡路島観光ホテルからサントピアマリーナまでの間における道路改良事業を令和 11 年度以降に着手予定であると聞いているところですが、引き続き、兵庫県に対しまして、災害時における通行の安全が確保できるように、さらなる防災対策の実施について、本市から働きかけを行ってまいりたいと考えているところです。

漁業の活性化のため、市はどのような支援を行っているのか。6次産業化に対する支援はあるのか。

⇒回答（林務水産課）

漁業に対する支援としては、「コロナ禍、燃料・物価高騰に対する支援」

「漁業協同組合の施設改修への助成」「水産資源増大事業（稚魚放流・中間育成、産卵用タコツボ投入）への補助」「漁業共済、漁船保険の契約者負担金の補助」「漁業関係協議会への補助」「海底の環境・生態系保全活動（海底耕うん）の支援」等があり、直近3年間の水産業振興費として、令和3年度 33,654 千円、4年度 39,406 千円、5年度 20,301 千円を執行しています。

6次産業化そのものに対する市の支援事業はありません。国の補助事業では農山漁村振興交付金を利用した農山漁村発イノベーション整備事業等があり、こちらの相談窓口は県になっています。

4班（相川・畑田・中津川第二）

地震が起き、上灘地区が孤立した際、避難所には備蓄がどれだけ（何日分）あるのか。また、薬などが不足しないか心配です。

⇒回答（消防防災課）

地域防災計画上、上灘地区は孤立危険地域として位置付けており、上灘出張所を中心に5日分（食料 906 食、水（500ml） 1,056 本）を備蓄しています。

また、長期間孤立した場合には、医薬品等をリストアップし、供給できるよう努めてまいります。

〔参考〕	上灘出張所	食料 784 食、水（500ml） 960 本
	中津川集会所	食料 98 食、水（500ml） 72 本
	畑田集会所	食料 24 食、水（500ml） 24 本

☆☆☆ 町内会へ加入しましょう ☆☆☆

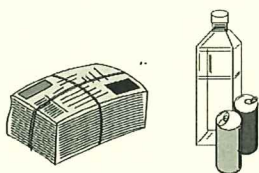
となり近所の人々とのふれあいを深め、話し合い、助け合うために、地域で自主的に組織された団体が「町内会」です。同じ地域に住む人々で親睦や交流を通じて連帯感を培い、地域に共通する課題をお互いに協力して解決し、より豊かな地域づくりを自主的に進めていきましょう。

町内会は、地域でのふれあいの輪をひろげ、お互いに助け合いながら身近な生活環境を良くするため、住んで良かったまち、いつまでも住みたいまちを目指し、市政に協力しながら活動しています。

町内会では、こんなことをしています

環境美化の推進

ごみ収集場所の設置や管理・清掃を行うなど、地域の環境美化活動を推進しています。また資源物の収集などの分別収集活動にも積極的に取り組んでいます。



自主防災活動

いつくるかわからない地震や水害などの災害に備えて、自主防災活動や防災組織の推進に取り組んでいます。



防犯活動

夜間の通行の安全と犯罪防止を図り、安全なまちづくりを推進するために防犯灯の設置や管理を行っています。また、犯罪のない安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。



広報活動

「広報すもと」をはじめ、市や町内会のお知らせなど、生活に欠かせない情報を配布、回覧して、日常生活を円滑に進める活動を行っています。



その他の活動

《文化・レクリエーション活動の推進》

地域住民の親睦と交流を目的に、地域のまつりや、子ども会、老人クラブなどの各種団体へ援助しています。

《交通安全活動》

通学路や生活道路の交通安全にも積極的に取り組んでいます。





市から町内会に対する補助等について



◎ 集会所に対する補助

集会所の新築や改築・修繕をする場合に補助をします

◎ 防犯灯に対する助成

LED 防犯灯の電気料金を助成します

◎ 広報紙配布に対する補助

広報配布の協力として「広報配布報償費」を支払います

◎ 分別収集に対する助成

「資源物等分別収集協力金」を地域に還元します

◎ 道路・河川愛護に対する助成

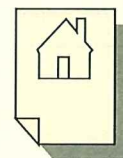
道路・河川の掃除をしていただいた場合に「道路・河川愛護報償費」を支払います
※その他、道路の維持管理のための資材（生コン等）の助成も行っています。



地縁団体の認可について



町内会・自治会は地縁による団体ですが、市に申請をして『認可地縁団体』として認可されると法人格を得ることとなり、町内会・自治会保有の土地や建物を町内会・自治会名義で登記することができ、財産の保全を図ることができます。



町内会・自治会へ加入するには

町内会や自治会に加入を希望される方は、地域の町内会長まで申し込みください。

☺ 問い合わせ先 ☺

洲本市役所 市民生活部 市民協働課 ☎ 22-2580（直通）

洲 本 市 連 合 町 内 会

洲 本 市